

## 行政調査の概要

委員会名	教育福祉常任委員会	調査期日	平成26年10月10日	調査先	栃木県小山市
参加者	委員長 丸本由美子                      副委員長 大倉雅志 委員 本田勝善、広瀬吉彦、市村喜雄、大越 彰、大内康司、 理事者 高崎則行（学校教育課長）  随行 佐久間美貴子、藤田輝美				
調査事項	○幼保一元化にむけた取組みについて				
小山市の概要 1 市制施行  昭和29年3月31日 2 面積  171.61km <sup>2</sup> 3 人口  165,439人（平成26年9月1日現在）					
<b>【小山市の幼保一元化へむけた取組み】</b> <b>質問事項について担当課より説明</b>					
1 小山市独自の幼保統一カリキュラムの取組み 小山市では、幼稚園教育要領と保育所保育指針を融合した、小山市独自の幼保統一カリキュラム「まなざし」を平成19年4月に発刊し、市内の幼稚園・保育所等に配布した。また、保育所・幼稚園・小学校の異校種間の交流の場である幼児教育連絡協議会でも配布し、共通理解を図っている。「まなざし」は、小山市の「保育目標」と「育てたい子どもの姿」を明確に示し、年齢ごとに保育のねらいや保育者（大人）のかかわり方などについて詳しくまとめたものである。					
2 公立保育所の整備計画の経緯（廃止・統合・民営化移行等）について 市内の15か所の公立保育所のうち、老朽化に伴い2つを統合、1つを民営化し、13か所の保育所となった。民間による私立保育園も20か所が整備され、あわせて33か所で運営してきた。しかし、公立保育所の老朽化が進行し、計画的に施設整備を推進する必要があることから、「小山市子育て支援等施策推進懇話会」に今後の公立保育所の整備について諮問し、その答申を踏まえ、平成23年8月に「小山市保育所整備計画」を策定した。整備期間は、平成23年度からの10年間を計画期間とし、社会情勢を考慮しながら3～5年毎に見直しを行うものである。公立保育所13か所のうち、3保育所はそのまま存続し、6保育所は統合して3保育所に、さらに4保育所については、民設・民営または廃止の方向で整備を進めている。今後、新制度への移行も踏まえ、計画の見直し等も含め整備を進める考えである。					
3 公立保育所・幼稚園の保育士等の確保（採用）について 現在、小山市には公立保育所13か所あるが、公立幼稚園はない。今年度の公立保育所の保育士の採用は2名である。臨時保育士の採用も行っているが、臨時保育士の割合が高くなってきており、公立保育所の入所率が100パーセントにいかない状況である。臨時保					

育士に頼らなくてはならない部分が大きくなり、臨時保育士の確保に苦慮している。こういった状況を改善するため、「保育士再就職支援研修」を企画し、保育士の確保に努めている。この研修により、数名の方が臨時保育士として保育所に勤めてもらっている。

#### 4 幼稚園・保育所の保育士等の意識（理念）の共有化について

市内の保育所・幼稚園・小学校が連携し、子どもの健全な成長を目指すことを目的として、昭和50年5月に「小山市幼児教育連絡協議会」が設置された。保育士や教師が互いの授業や保育の様子を公開し合い、意見交換を行う公開保育や公開授業を行うことで、異校種間の連携を図り、子どもたちの学びをつなげる取組を行っている。また、同一小学校区内の交流事業を行い、意識の共有化を図っている。

#### 5 待機児童の状況について

現在、待機児童はいないことになっている。入所の申込が保留になっている方が300名程おり、年々増えていることから、その解消が大きな課題となっている。

#### 6 病児・病後児保育事業の実施状況・体制について

市内に居住し小学校3年生までのお子さんを対象に、病児対応型として1施設、病後児対応型として2施設、合わせて3施設で病児・病後児保育を実施している。また、体調不良児対応型と呼ばれる事業があり、保育児が保育中に体調不良になった場合、その保育所で看護師により対応する事業で、現在7施設で実施している。

#### 7 幼保一元化が進められる中で、施設等の基準が甘くなることへの小山市の対応はどう行われているか

新制度に移行するなかで、幼稚園に保育を併せもってもらい、幼保連携型の認定こども園へいくことを積極的に進めたいと考えているので、その観点から基準については、県の定める基準に則って推進していきたい。



## 8 幼保一元化の様々な形態の中で、どの形態を一番望ましいと考えるか

4 類型あるなかで国が推進している、幼保連携型認定こども園で行きたいと考えている。現在、小山市には認定保育園が1つもない状況なので、幼稚園に新たに保育機能をもってもらい幼保連携型に移行していくことを考えている。この時に、幼保連携型のメリットとして、施設整備をする時や補助の面で有利であるなど、その導入部分での施設整備や国の施策を考えると幼保連携型ということで、幼稚園と話をしているところである。

### 【保育所・幼稚園の現状と問題点】

#### 1 幼稚園・保育所の目的と役割の違いから、一元化は困難とされているが、小山市が抱える問題点は

小山市独自の取組として、平成18年から認定こども園の先駆け的な取組が行われていた。当時、待機児童が増えていく中で民間の幼稚園に打診をし、保育も行ってもらったという経過がある。学校法人の幼稚園20のうち、7幼稚園が保育もあわせて経営している。保育をやっていない幼稚園については、定員割をしており、保育機能を担いながら、施設を維持していくという考えもある。幼稚園の方が一元化に前向きな考えをもってもらっている。認可保育園については、120パーセント入所しており、保育園については、一元化は考えていない。

#### 2 公立と私立の基本的役割の違い・線引きはどのように考えているか

「民間にできることは民間で」という考えのもと、民設・民営を進めている。保護者の就労形態が多様化しており、公設の場合、予算、手続、人員等の問題があり、なかなか進展しないからである。一方で、障がい児については、民間受入れが難しく、公立で引き続き担っていく考えである。行政は、現場の実状もよく把握しており、公立保育所も無くせない必要な部分である。

#### 3 大規模な幼保一元化施設の補助金削減問題への対応は考えているか

新制度への移行では、公定価格の面で大規模な幼稚園ほど減収になるため、平成27年4月からは1園のみ移行する予定で、他の幼稚園は今後の状況を見守っている。保育の供給確保の面からも、公定価格への配慮を要望しているが、財政的な補償は難しい。

#### 4 地域的な偏在は生じないか

農村地帯の幼稚園では、定員割れがあり、地域の支援施設として残していけるよう、認定こども園に移行することを勧めている。しかし、公定価格の問題や施設整備の面で不安を抱えており検討中である。

### 【幼保一元化に対する保護者（市民）の声は】

新制度へ移行するにともない、今年9月に市内4か所で保護者向け説明会を開いたが、認定こども園については、関心をもっていると感じた。認定こども園については、保育料などについて保護者から不安の声もあるが、新制度の仕組み・内容を説明するなかで保護者にとってのメリットも理解されている。総じて新しく入ってくる保護者については関心を

もたれる方が多いので、今後とも説明を行っていききたい。

**【今後の施設計画について】**

保育所整備計画と併せて子育て支援事業計画をつくるなかで、まだまだ小山市としては保育の供給が足りない状況であるので、幼稚園が保育の機能を担ってもらい、認定こども園になっていくことで供給を確保していく。併せて足りない部分については、認可保育園についても検討していききたい。子ども子育て会議の中でも議論していただいている。

**【質疑・応答】**

**(市村喜雄委員)**

Q. 家庭的保育への取組をどう考えているのか。

A. 地域型保育事業については、9月議会で条例を設けたところであるが、子ども子育て会議のなかでも保育従事者の資格が緩和されたことを心配する声もあり、小山市としては幼稚園の認定こども園への移行と市の保育所の整備等で不足する部分をまかなうということで、計画を考えている。

**(大越 彰委員)**

Q. 老朽化にともなう統合・存続・民営の経緯とその考え方について。

A. 基本的な前提として、民設・民営の考えがある。しかし、公立保育園には、公立としての立場、役割があるので、基幹保育所、地域保育所のバランスを考えて整備を進めた。また、保護者の意見等も聞きながら懇話会与行政が協議して計画を作った経緯がある。

Q. 幼・保・小学校連携の意識の共有化への対応とその中身について。

A. 公開事業等の相互参観を行い、話し合い、意見交換をし、それを機関紙にし年4回発行している。大学の先生を呼んで障がい児教育などのテーマで講演会などを企画している。また、同じ地域の幼稚園・保育所で体操やリトミックなどの交流事業を行っている。

Q. 公立保育所の今後の方向性は。

A. 公立・民間保育所については、今のところ認定こども園への移行は考えていない。幼稚園のみを考えている。保育所については、認定こども園に移行していくメリットが今のところなく、定員を超えて入っている状態なので考えていない。ニーズ調査を行い、そのニーズに基づいて計画をたて進めていきたいと考える。

**(大倉雅志副委員長)**

Q. カリキュラムを作成するにあたって、どこに力点（ポイント）をおいたのか。

A. カリキュラムは、平成19年4月に発行し、その後教育要領などの改正もあったことから見直しも必要ではとの意見も出ている。そのため、保育のあり方については幼児教育振興審議会において、今年度は子どもの育ちや学び等について審議していかなければならないと考え、新たな課題として検討していくところである。

Q. 保育士の確保に向け、待遇の改善は。

A. 処遇改善の加算は平成25年度から設けられており、民間保育所はそれに則って行っている。小山市独自のものは無い。公立保育園については、正職の保育士については市の給与形態に則っており、臨時の保育士については、若干給与体系を変え、少しずつ充実を図っているところである。

Q. 病児・病後児保育の充実に向け、施設の改善はあったのか。

A. 現行の各民間保育園に委託をして事業を行っている。施設整備にあたっては、改修、備品の整備について補助制度があるので、整備する場合はその制度を使って行うことになる。

**(丸本由美子委員長)**

Q. 待機児童のなかで「保留」とは。

A. 捉え方で待機児童の数も違って来るが、現行の仕組み上、統計的に小山市は「0」となっている。

保育所に申し込みをしたが入れない「待機児童」には、仕事を求職中であつたり、希望保育所を待っているなど、入所の条件等も関わっているケースもある。

Q. 保育士の採用にあたり年齢制限は。

A. 再就職支援研修に年齢の制限は設けていない。

保育士を確保するため、今後もこの研修制度を中心に組み込んでいく。

Q. 小山市幼児教育連絡協議会に市から補助金を出しているのか。

A. 市からは補助金を出していない。

**(高崎則行学校教育課長)**

Q. 昭和50年に設立された「小山市幼児教育連絡協議会」は、行政の事業として行っているのか。

A. 代表は教育長であるが、自主的な団体という形をとっている。

**(広瀬吉彦委員)**

Q. 待機児童は、認可外（無認可）保育所に入るのか。

A. 待機児童については、一時預かり事業も行っているが、認可外保育所に入所している場合もある。

Q. 小山市幼児教育連絡協議会には、認可外（無認可）保育所も入っているのか。

A. 認可外保育所は入っていない。

**(本田勝善委員)**

Q. 休日保育事業を実施している保育園は、何園あるのか。

A. 市内に1園ある。

**【委員所感】**

**(丸本由美子委員長)**

視察の視点として、多様化する保育ニーズへの対応や新制度実施に向けた取り組み方、さらには、小山市独自の幼保統一カリキュラムについて調査を行いたいと伺った。まず明確に担当課からの説明で、平成27年4月からの新制度への移行について

は、条例を策定したが「公的役割はなくせない」「民間にできる事は民間で」「新たな家庭的保育や地域型保育の展開は、資格要件が緩和される事への不安がある」として、現在示されている（平成23年8月策定）の小山市保育所整備計画に基づき、しっかりと“ブレる”事なく、すすめている姿が鮮明にあらわれたものであった。方向性として新制度の元でも、少子化に伴う保育需要の減少により、地域バランスを保ち、格差を生じさせないという事であった。（現公立保育所の存続、統合、民設民営への移行、廃止）

市独自カリキュラム作成も「子どもの視点に立ち、子どもの健やかな成長を願って小山市における就学前の全ての幼児に対する保育カリキュラム（平成19年4月）が必要」として、幼、保の違いにかかわらず一貫した保育にとの考えで、1年半かけて作成された事は、その視点を学ぶべきと思う。さらに作成されたカリキュラム「まなざし」は、多くの方々に広く知らされているという点も学ぶものがある。病児・病後児保育事業の実施や幼児教育連絡協議会（幼・保・小の連携）の存在は関心を多に持った。また、保育士の確保では再就職支援研修が行われており、工夫がされていた。

全国的にも、平成27年4月スタートの新制度への移行はあまりおもわしくないのが小山市でも明らかで20の幼稚園（私立）のうち1園しか認定を受けないとの報告は新制度の問題を浮きぼりにするものだと確信した。

#### （大倉雅志副委員長）

小山市においては、「幼児施設のあり方」「子育て支援等施策基本計画」などが作成され、いわゆる保育の統一カリキュラムを作成しながら、保育所、幼稚園の違いはありつつも、一貫した保育に関する取り組みを行っている。具体的には保育所の統廃合を含めた「公立保育所の整備の方向性」「病中病後児の保育事業」「幼児教育連絡協議会」などがある。

しかし、子育てに関して、小山市の最大の課題は待機児童の解消にあると感じた。それは、厚労省の取り扱い基準では待機児童が「ゼロ」ということになるが、「待機の保留」という実質的な待機児童が300名を超えている現状にあるからだ。

小山市においても、子供・子育て関連3法により児童福祉法が改正されるに伴い、「家庭的保育事業」「保育の必要性の認定基準」等が条例で定められた。国で進めようとしている「待機児童の解消」は必ずしも、地方の自治体にはすんなりと当てはまらない点が多い。その中で、小山市では明確な方向性を打ち出してはいないが、いくつかの問題点は残されつつも、概ね方向性が定められている。以下のとおりである。

- ① 300名の「待機の保留」については、（民間）幼稚園の定員割れをテコに、9月議会での条例化した基準に基づき幼稚園の幼保一元化の「認定こども園」の推進を図る。
- ② 認定こども園が進むことを想定して、公立の保育所の統廃合を進めようとしている。
- ③ 「家庭的保育事業」については、認定こども園が進めば、待機児童が解消されると見込んでいることから、積極的な推進は行わない
- ④ （私立）幼稚園の独自のカリキュラムや教育に関しては、極力尊重をしたいとしているが、市で関わることの困難さがある。

⑤ 国で進めているのは、一にも二にも「待機児童の解消」であるが、市のレベルで『統一的なカリキュラム』の作成による住民を含めた幼児教育に関するコンセンサスを得られるまでには至っていない。

あらためて、ゆるくなっていく基準に対して、国任せではなく自治体として幼児教育に対する姿勢が問われていると感じた。民間事業者が入りやすくなっている一方で、公的な責任と役割を住民のニーズを踏まえながら明らかにしていくことが、一層求められる。

**(本田勝善委員)**

小山市では、少子化に伴う保育需要の減少や幼保一体化による「こども園」への移行等により、保育施設が過剰となり、地域バランスの崩壊や施設間の充足率に格差が生じないように、保育所、幼稚園を含めた現在の総定員数を崩さないようにしていた。また、平成23年から平成32年度までの10年間を整備計画期間とし、社会情勢を考慮しながら3～5年毎に見直しを行い、計画の変更、見直しは「小山市子育て支援等施策推進懇話会」の審議事項としていた。

**(広瀬吉彦委員)**

小山市は古くは昭和50年5月に小山市幼児教育連絡協議会が設置され、保育士や教師が互いの授業や保育の様子を公開し合い、公開保育や公開授業を行うことで、異校種間の連携を図り、子供たちの学びをつなげる取組を行っていることは、子供たちの将来にとって、大きな学習の場となっているものと思われる。

また、指導に当たる教師や保育士の指導力の向上を図るため、幼児教育の喫緊の課題に関する講演や日々の教育に直結する実技研修会を実施するなど成果が期待できるものである。

また、病児、病後児保育事業を取り入れていることも本市においてももっと研究すべき施設である。

**(市村喜雄委員)**

子ども・子育て支援法の成立により子供・子育て支援新制度がスタートするにあたって認定こども園の普及が幼保連携型施設からの移換が進んでいないとのこと。

保育の場を増やして待機児童を減らしてとあるが、家庭・地域の事情で入園待ちの子供がいることも事実。

地域型保育に関しては積極的に取り組んでいく話ではなかった。須賀川市においても地域型保育は子育てをするお母さんにとって自分の子育てを地域型保育として家庭的な雰囲気というより家庭での子育ての延長線としてとらえることができないのか調査研究が必要ではないか。

**(大越 彰委員)**

小山市では、公立保育所の老朽化に伴い整備計画を策定し、13ある保育所を6つにする。(存続3、統合3、民設民営2、廃止1、検討1)

整備計画策定委員会で保育ニーズ等を調査して方向づけをした。

基本的な考えは民間で出来るものは民間でという民間移行であるが、障害児の受け入れは公立が受け入れる。

小山市では公立幼稚園はなく、全て民間で運営しており、保育所併設は7幼稚園あ

るが、現在認定こども園はない。現在認定こども園へ移行する幼稚園は1園しかない。今後、幼保連携型を推進していく考えであるという。こども園、幼保連携型の選択は民間の意向に任せる考え方であると強く感じた。

また、小山市では幼児教育連絡協議会で幼、保、小の連携は、交換授業、子どもの交流を通して意識の共有化を図り指導力向上に繋げ、幼、保、小の連続性を実践していることはすばらしいと思う。

また、保育カリキュラムを作成し育てたい子どもの姿を明確に示すことは預ける親にとっても安心できるし子育ての共有化が図られるものと感じた。さらに病児、病後児保育は3施設で実施しており、子育てと就労支援からも本市においても必要性が求められており前向きに検討していくべき課題であると強く感じた。

### (大内康司委員)

昭和50年20私立幼稚園と12保育所、園に27小学校が連携して幼児教育連絡協議会が設置され、教師の指導力アップ、幼小研究集会、実技研修会等の実施。

平成23年公立保育所の老朽化に伴い、民間保育、幼稚園を含めた整備の方向性を求め幼保一体化によるこども園への移行を促進する為、地域的バランス、施設間の充足率等考慮して少子化に伴う需要減に配慮した。

平成32年迄、10年間整備計画期間として今後の社会情勢を見て3～5年毎に見直す事とする。


13公立保育所中6ヶ所を3ヶ所に再編統合し2ヶ所を民設民営に整備、3ヶ所存続、廃止検討2ヶ所とするものであります。



(小山市役所)



## 行政調査の概要

委員会名	議会広報委員会	調査期日	平成26年7月3日 ～7月4日	調査先	新潟県燕市
参加者	委員長 大倉雅志    副委員長 大寺正晃 委員 安藤 聡 車田憲三 佐藤瞭二 加藤和記 橋本健二 渡辺忠次 随行 大槻 巧				
調査項目 : 議会広報について(議会だよりのリニューアルについて)					
<b>【燕市の概要】</b> (1) 面積 110.94 km <sup>2</sup> (2) 人口 82,364人 (3) 世帯数 28,269世帯					
<b>【議会広報について】</b>					
1 議会広報の名称 「つばめ市議会ノートブック」 2 創刊年月日 平成18年6月1日 3 発行状況					
(1) 発行部数 28,700部 (2) 発行時期 毎定例会後(年4回) (3) 配布 全世帯(自治会長を通じての配布) (4) 規格 A4判(見開き、閉じ穴開け) (5) ページ数 16ページ～20ページ(年平均18ページ) (6) 印刷方法 表紙・裏面のみ4色、ほかは2色 (7) 発行日 定例会終了後翌々月の1日 (8) 発行経費 印刷費 1,978,400円(1ページ当たり0.85円) 議会だより調整業務委託料 1,620,000円					
					
4 編集方針					
(1) 議会活動の状況を市民に分かりやすく知らせるとともに、市民目線を大切にして、読み親しくしてもらえるものにしていく。 (2) 記事の掲載に当たっては、公平かつ中立な立場で客観的な編集を行う。 (3) 市発行の「広報」と重複しないように住民の知りたいと思うことを掲載する。					
5 編集体制					
(1) 議員から選任された7名の議員と発行者(議長)をもって構成。 (2) 議会だよりは、議会の構成員である議員が編集するものであることを基本に、各委員は常に編集技術を学び、よりよい議会だよりづくりに努め、市民の議会への関心を高めるとともに、住民自治の一層の発展の立場で編集する。 (3) 議会だよりは、委員会と委託している会議録センターが協力して作成する。					

## 6 編集要領

- (1) 一般質問については、質問議員が指定された文字数の範囲（専用原稿用紙有）に要約して原稿を提出する。その後編集委員会でチェックを行い、レイアウトを行う。訂正がある場合は本人に確認し訂正する。
- (2) 議案及びその他の原稿については、市民に分かりやすい言葉を心がけ、レイアウトを行う。

## 7 編集において心がけること

- ・ 議会の内容と相違していないか
- ・ 文中の段落、句読点の使い方は適当か
- ・ 見出しは、本文とあっているか
- ・ 写真やイラストは質問内容と合っているか
- ・ 議会で使う用語は専門的なものが多いので、読者に分かりやすく変えているか
- ・ 分かりづらい用語には説明書きがあるか
- ・ 編集の統一性が確保されているか
- ・ 文字間隔や段落間隔を多めに取り、見やすい紙面になっているか



## 8 議会だよりのリニューアルについて

- ・ 議会だよりについては、創刊から現在に至るまで、市民に読み親しんでもらえる紙面づくりを心がけてきた。
- ・ 当初は、表紙・内容ともにありきたりであり、魅力ある紙面づくりに苦慮した。
- ・ 委員会としても、会議録を委託している会議録センターやメディア・アクセス・サポートセンターでの研修を行うなど、研さんに努めてきた。
- ・ そのような中で、会議録センターから紙面づくりについて提案があり、議会としても当該提案に沿って紙面づくりを行うことを決定した。
- ・ 現在は、委託先である会議録センターとともに、更に親しんでもらえる紙面づくりに努めている。

## 9 その他

- ・ 議会だよりの発行に関する委託方法として、議会だよりの企画制作と印刷を別発注としている。この際、企画制作については、「議会だよりの調製業務委託」として5年間の債務負担行為によって発注している。なお、この調整業務委託は、会議録を委託している業者に発注していることである。
- ・ 議会だよりの編集委員会には、業務委託を受けている業者も同席している（2回）。
- ・ 成果品については、USBメモリーで納品してもらい、当該データを印刷業者に渡して印刷業務を発注している。

※ 議会だよりの研修後、燕市議会の議場見学を行った（燕市庁舎は昨年度竣工）。



【質疑応答】

(車田憲三委員)

Q：議会だよりをリニューアルした後の市民の反応はどうか。また、議会だよりについて市民からの要望を聞く機会はあるのかについて伺いたい。

A：裏表紙の「市民の声」の取材を行うときに直接聞く機会はある。また、紙面のリニューアル後は、若い世代が読むようになったという評価を得ている。

評価をいただく一方で、議会だよりは「いらない」という声も聞くが、本日のように他市からの視察も来ているということで、対外的にも評価をいただいているという説明をしている。

(加藤和記委員)

Q：議会だよりのリニューアルは、内部からの意見があつてリニューアルしたのか、外部からの助言等があつたからリニューアルしたのか伺いたい。

A：現在まで、群馬県玉村町、山梨県昭和町及び長野県塩尻市への行政視察や会議録センター及びメディア・アクセス・サポートセンターでの研修を行ってきた。その中で、会議録センターから新たな議会だよりの提案があり、その提案から選定したものをつばめ市議会ノートブックとして発行することとした。

なお、町村議会には町村議会広報コンクールがあることから、しっかりした紙面づくりに努めている議会が多く、研修を行った際も大変参考になった。

(橋本健二委員)

Q：表紙の下に記載されている「Action 23 (24)」の由来は何か。また、表紙左側のインデックスのタイトルはどのようにして選定しているのか伺いたい。

A：それぞれ委託業者から提案されたものを採用している。

Q：一般質問の人数が多い場合は、ページ数を増やして対応するのか伺いたい。

A：ページ数を増やして対応している。

(大寺正晃副委員長)

Q：議会だよりをリニューアルしてからの傍聴人の人数に変化はあつたか、また、議員からの反響はどのようなものがあつたかについて伺いたい。

A：傍聴の人数には変化はない。議員の反応は様々であり、温度差があるとの印象がある。

Q：一般質問の記事は議員が自ら書くのか、また、次の定例会の日程の案内はどのようにしているのかについて伺いたい。

A：一般質問、答弁ともに議員が自ら書いている。文字数が決まっているので、その範囲での責任校正となっている。また、傍聴の人数には変化はない。議員の反応は様々であり、温度差があるとの印象がある。次の定例会の日程については、招集日は告知しているが、具体的な日程までは記載していない。なお、議会日程については地元紙がカバーしている。

(安藤聡委員)

Q：議会報等特別委員会の構成は会派から選出しているのか、市民の声のインタビューはどのような割当で行っているのか、議会だより調整業務委託が5年間の契約となった背景は何かについてそれぞれ伺いたい。

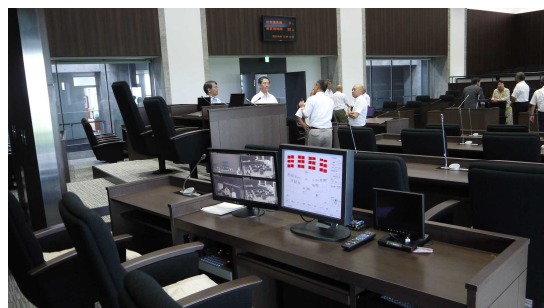
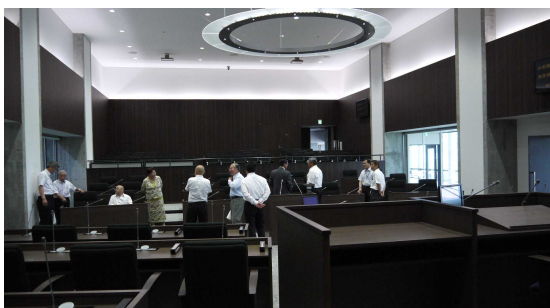
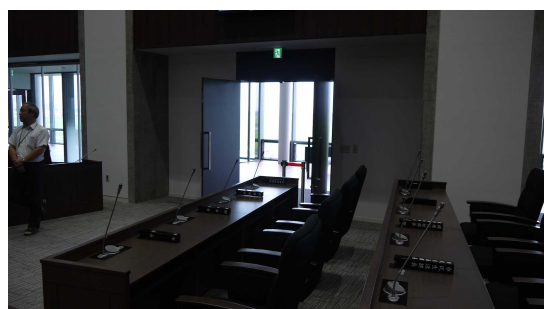
A：特別委員会の構成については会派から選出している。市民の声のインタビューについては、議員2人と事務局1人が1組となって行っている。業務委託については、業者からの提案の際に、5年契約にすると委託料が低く設定できるとの説明があったことから、5年間とした。

(大倉委員長)

Q：委託業者は編集会議に参加しているのか、議会だより全体の記事のバランスはどのように決めているのか、業者選定はプロポーザル等で選定しているのかについて伺いたい。

A：委託業務の中で編集会議には2回参加することとしている。記事のバランスについては、全号等を参考にして決定している。議会だより調整業務委託については5年、印刷業務委託については1年契約でそれぞれ発注している。

【参考：燕市庁舎の議場の様子】



## 【各委員の調査所感】

(大倉雅志委員長)

須賀川市の「議会だより」が間もなく 50 号を迎えるに当たり、これまでの広報の在り方について、振り返ってみると、率直に反省をしなければならない点をいくつか挙げると、

- ① 告知型というコンセプトを設定したが、議会の日程の通知にとどまっており、新たな展開に発展するには至らなかった。
- ② 内容としては、各派の紹介や視察の報告、各委員会の活動や視察に関する報告が中心となっている。紙面も限られているということもあり、概要的な内容で紙面全体が同じという印象になっている。
- ③ 本会議や委員会での議員の発言が紹介されていないので、議員の具体的な動きや発言が見えない。
- ④ 表紙に関する配慮や文章に関する校正等は、きちんと行われているが、どうしたら読みやすいものとなるかなど、レイアウトに関してはほとんど検討されてこなかったし、印刷業者に対してもそのことは求めてこなかった。

これらの視点で、燕市の議会広報を見ると、いくつか学ぶべき点を感じた。

一つには、議会だよりが市の広報と異なるべきであることは当然のことです。そしてそのことは、議会の役割と性格に基づくものであり、当然議会だよりもその視点立場での内容でなければならぬはずで、市の計画や業務の執行に対し、市民の声を背景にした議員が、質疑、質問、意見を行うという議員、議会の姿が見えるような内容とすることが、「議会広報」のもっとも大事な基本的なスタイルである。燕市の一般質問の紹介を見て、このことを最重要に位置づけないといけないと感じた。

次に、「1 番目に写真、2 番目が見出し、3 番目が文章」という観点で、紙面を作るべきという見解は、市民が読んでみようという気持ちにさせることを第一に考えた貴重な意見であり、改めてレイアウトの重要性を感じた。しかし、このことは、編集のプロの力を借りなければならず、編集と印刷に関しての委託の在り方についても研究をしていく必要がある。いずれにしても、見やすさの追求は欠かせない。

また、表紙についても、多少のテーマを意識するのはいいが、あまり縛りをかけないで、須賀川らしさがあらわされていれば、いいのではないかと燕市の表紙から感じさせられた。

(大寺正晃副委員長)

燕市議会だより「つばめ市議会ノートブック」は「開いて読んでもらえる議会報」を目指してリニューアルされたものである。おしゃれな表紙に思わず手が伸びる。

「読みやすく、分かりやすく、親しまれる」の趣旨通りに編集したことが紙面から読み取られた。

- ・ 定例会の概要
- ・ 議案等の審査内容（予算、決算は特集的に掲載）
- ・ 意見書、決議等
- ・ 請願の審査結果
- ・ 常任委員会の活動状況
- ・ 一般質問
- ・ 各議員の議案、請願に対する賛成、反対一覧表

・企画記事（常任委員会視察等）

・裏表紙には、「市民の声」として、議会に関連するテーマを市民にインタビュー  
キャッチコピーの「議会が\グッ/と近くなる」に好感を覚えた。

燕市の広報誌とも連携を取って「つばめ市議会ノートブック」の紹介がなされている。

（市HPからPDFファイルで見るともできる）

今回の行政調査では、燕市議会議長と議会報等特別委員会7名全員が揃って我々を迎え、対応していただいた。各委員との活発な意見交換から議会報に対する情熱を感じることができた。

会議録センターで編集の基本を学び、1に「写真」、2に「見出し」、3に「本文」の優先コンセプトに沿って作り上げている。

A4版16～20ページ（年平均18ページ）年4回発行（5,8,11,2月の各1日付け）

発行部数 28,700部

1ページ当たり0.85円、18ページで15.3円と、とても安い（業者との契約を印刷と校正に分けてしているため）

これらを参考に、

- ・編集の基本講座への参加
- ・入札条件や契約体系の見直し
- ・デザインをリニューアル
- ・議決態度の公表
- ・市民インタビュー記事

など、議会広報委員として取り組みたい。

（安藤聡委員）

燕市の議会報等特別委員会では、2012年より現在のタイトル、表裏表紙のカラー化等、大胆な構成変更に取り組んでいた。視察を経て内部から市民ニーズに対応すべく自発的に行われた経緯であったが、(株)会議録センターや印刷業者、メディア・アクセス・サポートセンター等々、外部との役割も重要と感じた。

印刷業者との5年間の業務委託、16～20ページあるスケールなどを実施して予算低減を図っていた。短絡的に見れば大変立派に見え、自治体協議会より無駄の指摘を受けていたようだが、効果の表れとの受け止めの事、納得した。

同じパターンにならない様にする課題はいつまでも、どこでも、あることだが、我委員会も持続的に興味を持って頂けるように内容や構成、表紙など市民の歩調に合わせながら、改善に取り組むべきと感じた。

ものづくりのマチ燕の、ものづくりに対する委員の思いを強く感じた調査であった。

（車田憲三委員）

燕市議会において議会広報は定例会終了後に年4回発行されており、内容は議案審議・一般質問の内容報告・燕市内の視察レポート等で構成されており、現在まで33号が発行されている。最初の発行時から市民の購読率の向上を目指し、内容も市民の声を聞きつつ改訂を重ね、タイトルも「議会だより」から、現在は「つばめ市議会ノートブック」と変更されている。

その間、市民の購読率も向上し、議会への関心度も高まってきているとのことである。原稿作成、

紙面構成は議員が行い、委託業者の校正により精度の高いものが作られている。原稿作成のほかにも市民への取材行動など広報委員会議員活動が活発にされていると感じた次第である。当市の市議会広報委員会の今後の活動に資する行政調査であった。

(佐藤暲二委員)

今回、議会報等特別委員会の委員が全員出席して対応いただきました。まず、その熱意に感謝するところであります。

以前は「つばめ市議会だより」とした名称を「つばめ市議会ノートブック」として本年5月1日付けで8回目、No.34となっていました。改良を重ねてきておりました。

燕市においても、何度か視察して新たな広報を発行されております。今回広報を見聞し、本市にない新たな発見をしたところです。

広報の役割を市民に示すべきか、更なる研究をしていかなければならないと考えます。燕市は、研修先の会議録センターのアドバイス及び企画提案バックアップを活用されている点は、新たな本市の広報誌の作成について、同じく考えてまいりたいと考えます。

(加藤和記委員)

議会広報として十分に役割を発揮している紙面だと強く感じられました。各委員の皆さんがいかにも市民に読んでもらえる広報にしようか一所懸命知恵を使っていることも感じる事ができました。他の市町村や、関係機関にまで足を運び、リニューアルを目指してきた点は、本市広報委員会としても、そろそろ取り入れる時期なのかと思われました。また、広報活動の一つとして、特に開かれた議会を目指すことの中で、一つの例として議会の報告会等の導入も視野に入れての広報は必要となってくるものと思います。

様々な広報活動を実行することで、市民により親しまれる議会広報「8万」になっていくものと思います。間もなく50号を迎えるに当たって、今回の研修は大変意義のある参考になることの多い研修だったと感謝を申し上げます。

(橋本健二委員)

7月3日午後、新潟県燕市のホームページで見た燕市議会が発行する「つばめ市議会ノートブック」を読んだことなどを予備知識にして、どうしたら「一人でも多くの市民に読んでいただける議会報をつくることができるか」を自らの課題に市議会広報委員会の行政視察に臨んだ。

新潟県燕市は、越後平野のほぼ中央にあり、18年3月に旧燕市など3市町合併により誕生した人口約82000人の市で、江戸時代初期の和釘づくりから始まったやすり、キセルなどの伝統産業を金属・洋食器へと新たな特産品としてきたまちです。

燕市議会広報「つばめ市議会ノートブック」は、ユニークなつくりです。昨年12月議会を報じたNo.33号の表紙には、「議論はここに集中!」「(一般質問)私はこう考える、市政はどうする」「見て聞いて、学んで、実践!・・・視察レポート」とあり、下段には、「24名の議員が市民の代表として行動しています」とも書かれ、いかにして多くの市民の方々に読んでいただくかという意気込みはもちろん紙面の各所からは、紙面づくりの創意や工夫、編集者の苦勞が手に取るように理解できるものとなっています。

視察は、議長と議会報等特別委員長によるあいさつの後、パワーポイントによる説明と制作にあ

たった担当議員の方々からの生の声など聞きながら活発な意見交換を行わせていただきました。話し合いの中では、表紙で読者の心をつかみ、生き生きとした市民の姿を紹介している紙面から編集にあたった方々の努力に内容とともに心意気を感じることができました。

今回の視察では、議会広報の役割が、政治を公開し、議会を市民に近づけることにあることを強く感じました。また議会としては、市政運営をチェックし、市民の多様な意見を把握し、情報の公開と説明責任を果たし、市民の議会への関心を高めるように常に努めなければならないと考えさせられた良い機会となりました。

視察二日目は、産業歴史館や磨き屋一番館、地場産業振興センターなど、燕市の中心産業について、各館の担当者によるご案内で説明をいただきながら見て回りました。

(渡辺忠次委員)

近年議会広報紙がリニューアルされたという燕市を訪れました。受入側の委員会の委員も全員出席という前代未聞の勉強会となりましたが、丁寧な説明の後、お互いの委員のほとんどが発言をするという熱のこもった中身の濃い一日となりました。

広報紙の名称を「つばめ市議会ノートブック」と変えたのを機に、表紙をつばめと季節感を盛り込んだイラストに変更したため、柔らかさと親しみやすさが倍増して評判を高めたとのことでしたが、事実、大変参考になりました。

燕市では、会議録センターを議会のコンサルタント的な立場とし、また、印刷を委任するということで深いつながりを持っています。時に触れてはアドバイスを仰ぐということでも有機的な利用をしているようです。一般質問の内容掲載は、時数などの制約は設けてはいるものの、質問者が自由に写真と投稿ができるというユニークなものでした。

安い印刷代を実現するために、5年間にまたがる債務負担行為がなされて、その中で1年ごとに単価を入札するという方式をとっております。ちなみに、平成26年度は1ページ当たり0.85円、総予算1,978,400円となっております。

広報紙は議会終了後、約1か月半が経過してから発行されるため、新鮮味に欠けるという指摘が頭の痛いところではありましたが、この点は須賀川市とは多少相違するところではあります。

委員が会派から選任されている点は須賀川市と同じですが、しかし、積極的に参加された方も、押し出されるように参加された方も、一度編集会議が行われると活発な議論がなされ、丸一日を費やすことも珍しくないそうです。その情熱には頭が下がる思いですが、長く続けるためには、その辺りは程々にするのも肝要かという感想を持ちました。



# 行政調査の概要

委員会名	議会広報委員会	調査期日	平成 27 年 2 月 12 日 ～2 月 13 日	調査先	茨城県龍ヶ崎市
参加者	委員長 大倉雅志    副委員長 大寺正晃 委員 安藤 聡 車田憲三 佐藤瞭二 加藤和記 橋本健二 渡辺忠次 随行 大槻 巧				

調査項目 : 議会の広報について

**【燕市の概要】**

- 1 面積 78.20 km<sup>2</sup>
- 2 人口 79,200人
- 3 世帯数 32,090世帯



**【議会の広報について】**

- 1 議会広報の名称 「龍ヶ崎市議会だより」
- 2 議会だよりの目的
  - ・審議の経過や結果を議会報告として、分かりやすく市民に知らせる。
  - ・手に取りやすく、周知の面を考慮して、紙媒体で知らせる。
  - ・市議会HPにも掲載する。
  - ・地方分権に伴い、議会改革が進む中、議会と市民の接点である議会だよりの役割はますます重要になってきている。
- 3 紙面構成・規格
  - 紙面構成 表紙、審議された議案の主なもの、質疑、議決結果、個別賛否、一般質問、委員長報告等
  - 規 格
    - ・紙面サイズ A4判
    - ・ページ数 12ページ
    - ・印刷方法 全ページ2色刷り
    - ・用紙 古紙配合を使用
  - 発行回数 年4回発行
- 4 発行経費
  - 1,244,160円(平成26年度)
    - ・1ページ当たり単価 0.75円
    - ・発行部数 32,000部
- 5 議会だより配布方法
 

議会だよりは、住民自治組織を通して全戸配布  
発行経費は、市から住民自治組織に支出する行政事務委託料に含まれている。



## 6 広報委員会

### (1) 構成（6名）

- ・ 委員長 副議長があて職となっている。
- ・ 委員 各常任委員会からそれぞれ1名（計4名）、議会運営委員会から1名の計5名をもって構成している。

### (2) 所管事項

- ・ 市議会だよりの編集
- ・ 市議会公式サイト運営
- ・ その他議会の広報・広聴に関すること



## 7 発行の手順

- ・ 本会議において一般質問の実施  
↓（10日後）
- ・ 会議録粗原稿データを受領し、各議員へ一般質問原稿作成依頼  
↓（4日後）
- ・ 各議員から一般質問原稿提出  
↓（広報編集作業・詳細は資料のとおり）

## 8 議会事務局の役割

- (1) 一般質問の人数が確定後に紙面構成を検討
- (2) 会期日程確定後に発行スケジュールを作成
- (3) 定例会中に表紙の例を選定
- (4) 一般質問を行った議員に依頼文と議事録（粗原稿）を配布（データも含む）。
- (5) 定例会最終日に広報委員会開催
- (6) 議会だより編集作業
- (7) 議会だよりを各支所に配布、議会HPに掲載

## 9 議員の役割

- (1) 一般質問原稿を締切日までに入稿（写真・イラストは各議員が準備。著作権にも配慮）
- (2) 原稿の校正作業の実施

## 10 議会だより発行機関の短縮の取組

- (1) 定例会閉会后翌月15日に発行する。
- (2) 議事録粗原稿を一般質問10日後に納品してもらうことによって、作業を効率化する。
- (3) 議員が自ら項目を選定し原稿を作成する。
- (4) 詳細は、会議録として正式に保存されるので、議会だよりでは早い発行に重点を置く。



【質疑応答】

(橋本健二委員)

Q：①議会だより等を活用して議会への関心をどう高めていくのか。

②一般質問が17名と多いが、議会だよりと議員活動の連携はどうなっているのか。

③原稿を書いた議員と委員会との間で意見が食い違うことはあるのか。

④イラストの著作権の確認方法は。

⑤発行時期を早めたことによる市民からの反応は。

⑥配布を担当する自治行政組織からの苦情はあるか。

⑦HPの管理は誰が行っているのか。

⑧答弁書は紙ベースで当局からもらえるのか。

A：①特に調査はしていない。市民の反応は個々の議員へはあるようだ。

また、HPの記事の掲載が遅れると市民から反応がある。

②24人中8人が新人のため毎回取り組んでいる人が多い。

③「言った言わない」で調整したこともあったが、大きな問題はない。

④線引きが難しいが、議員個々に対応してもらっている。

⑤いろいろな意見はあったが、反対者はなかった（市民からの反応は特に聞いていない）。

⑥特に苦情のようなものはなかった。

⑦事務局で管理している。

⑧会議録の粗原稿があがってくるのでそれを活用している。

(渡辺忠次委員)

Q：議会だよりによって市民の議会に対する関心が高まっているか。

A：龍ヶ崎市においては、若い世代が議員となっており、関心は高まっているのではないかと。

(加藤和記委員)

Q：一般質問を掲載していることによって、発言者が増えるのではないかと。

A：反響が多いので、発言につながる可能性はある。「いつも同じ人ばかり」という評価もあるが、それだけ読んでもらっていると感じている。

(大寺正晃副委員長)

Q：①粗原稿から一般質問原稿を作成した場合は、委員会と事務局でチェックを行うのか。

②事務局の編集体制は。

③質疑のページの見出しについては議員名を入れることとしているのか。

A：①会議録の粗原稿と比較してのチェック程度は行っている。

②議会だより担当者は1名で、あとは数名でチェックを行っている。

③見出しには質問者の氏名を入れて、本文の質疑には氏名は入れないこととしている。

(安藤聡委員)

Q：①一般質問の人数によって、紙面構成が変わるのではないか。

②第1回編集会議と第2回編集会議の時間配分は。

A：①ほとんど、15人から17人で推移しているのですが、5ページから6ページを一般質問のページとして使っている。多い場合は、質疑、委員長報告、最終面等で調整している。賛否については、最終日でないといけないので調整が難しい。いずれにせよ、一般質問優先で紙面づくりをしている。

(大倉委員長)

Q：①レイアウト等デザインについては、印刷業者からアドバイス等を受けているのか。

②ツイッターの中身と市民の反応は。

A：①レイアウトは基本的に同じ内容である。見出しについては、目を引くものになるように工夫をしている。

②1,100人から1,200人のメール配信登録があるので、興味を持ってもらっていると考えている。



議会広報委員（龍ヶ崎市役所にて）

## 【各委員の調査所感】

(大倉雅志委員長)

龍ヶ崎市における議会だよりと説明から感じたものとしては、表紙を含め全面2色刷りであることから、紙面からはやや地味であり、紙面のレイアウトもやや単調である。さらに、記事の内容的にも豊富さに欠ける印象があった。

しかし、議員の一般質問を最優先に考え、そこに「議会だより」の意味と狙いを明確にしておき、そのために質問内容と答弁内容の調整方法、魏秋終了後1か月での発行のために、事務局の少しきつい日程をきちんとシステム化の中で体制の確立を図っている。特に、議事録の以前の「粗原稿」による質問答弁の原稿作成は大きなポイントであると感じた。

広報委員会議員の説明からは、議会だよりによって議員の考えや発言が市民に伝わり、そのことで議会の活動が見えやすくなっていることや、議員自身も緊張感を持つての発言と一層発言を行うことに繋がっているということを感じた。

須賀川市の「議会だより」を振り返ると、表紙以外のカラーは必要ない。また、最も議会の中心的な姿である一般質問については、議会だよりに掲載すべきである。また、レイアウトについては、プロのアドバイスが必要であり、見やすさという意味では重要なポイントの一つであると改めて感じた。

(大寺正晃副委員長)

龍ヶ崎市の議会広報紙を拝見した最初の感想は、写真が少なく興味を引きづらい構成だと思いました。印刷も2色刷りで地味でした。本市広報誌「8万」の方が手に取って見てもらえるだろうとも思いました。

しかし、今回の視察で驚き、注目したのは、定例会終了から広報発行までの早さです。

- ・一般質問者の人数が確定後、直ちに紙面構成を検討、決定
- ・会期日程確定後にそこから逆算して発行スケジュールを作成
- ・定例会中に表紙選定
- ・一般質問した議員に依頼文と粗原稿を配布
- ・定例会最終日に第1回広報委員会開催

という厳しい日程をこなしています。

本市においても、これが実現できればさらに良い広報が出来るのではないかと考えます。

一般質問原稿の作成方法は、質問議員本人が原稿を提出期限までに作成します。期限は一般質問終了の4日後という厳しさですが、粗原稿（データ化）をうまく活用することが迅速で正確な記事の作成に繋がっています。

龍ヶ崎市が議会だより発行機関の短縮を実現するまでには、議員全員が納得し理解するまで全員協議会で十分な議論をした経緯があります。

また、広報委員の構成にも工夫が見られます。今回の視察は大変参考になりました。

私が今後取組みたい事は

- ・一般質問内容の掲載
- ・事前告知型から報告型への移行
- ・粗原稿（データ）を利用できる仕組みづくり

・広報委員の構成方法変更

です。本市の議会広報が市民に開かれた議会の一助となるよう、他委員と協力しながら取り組んで参ります。

(安藤聡委員)

議会だよりの目的を審議の経過や結果を議会報告としてわかりやすく市民にお知らせするツールとして議会だよりを位置付けていた。当市とは目的の位置づけが大きく違っていたが明確化されブラッシュアップされていて良い意味でシンプルだが大いに役割を果たしていると感じた。広報の本来の意味や市民ニーズを考えると当事者が責任を持って周知だけでなく報告することの重要性は高まっていると感じる。1p単価も@0.75円と当市と比べても大きく違う。SNSも登録率が約1.5%と低い整備されていた。そして何よりも閉会后20日での発行とスピード感があった。詳細な運営に関する説明もあり大変有意義な視察であった。

これまでの視察や議会制度改革の背景も踏まえ、現在の広報委員会でも全員協議会へ提案し議会広報の見直し案の方向性が示されれば幸いです。

(車田憲三委員)

龍ヶ崎市議会の議会だよりは、定例会終了後の翌月15日に年4回発行され、住民自治組織を通じて全戸に配布されている。紙面構成は、議案審議・質疑・個別賛否・一般質問・委員長報告・お知らせとなっており、12ページ、2色古紙使用となっている。シンプルであるが、各項目内容を良くまとめられており、読みやすい。特徴は、質疑の内容、議員自身の原稿作成による一般質問の記事が掲載されていることで、このことにより議員活動、市政の現状、議会報告が分かりやすく市民に周知されているよと思えた。市民と議会の接点になるという議会だよりの役割は、十分に果たされているものと感じた。今後の議会広報紙作成に大いに参考となる行政調査であった。

(佐藤暁二委員)

本市の定例会前の告知型と龍ヶ崎市の定例会後翌月15日発行の報告型(議員の一般質問の記事がメイン)の違いを見聞しました。紙面構成は変わりありませんが、本市が告知型で行くのか、議員個人の活動報告を重視した紙面にするのか、議員全員協議会で議員に確認した上で決められるものと思っております。

今後、龍ヶ崎市で取り組んでいますスケジュールや記事の提出の条件については、大変参考になりました。特に議会だよりの概要版は、十分に活用できるものと思っております。

(加藤和記委員)

一般質問の掲載が中心であり、議員自身の原稿はこれだけだった。残りのページについては、事務局が作成しており、本市の「議会だよりの」とは基本的に違いを感じた。

本市において、一般質問の掲載を考えるなら、掲載する狙いをしっかりと議論して、その狙いをしっかりと表現できるような掲載の方法等を協議することが大切ではないかと思っております。その上で導入はあっても良いかなと考えております。

(橋本健二委員)

「日本一の子育て環境をめざす街づくり」を進めている茨城県龍ケ崎市の広報づくり研修に参加しました。

龍ケ崎市は、茨城県の南部に位置する人口規模が須賀川市より若干多い市です。東京都心から約45kmにあり、ベッドタウンとして龍ケ崎ニュータウンが開発されています。

財政規模は、震災前の須賀川市と同規模ですが、ニュータウンの開発や市営体育館、市営競技場などの整備により、地方債への依存が高く、苦しい財政運営が想像されます。

「龍ケ崎市議会だより」171号を読むと、第3回定例会(9月議会)の状況が報告されています。定数24名(欠員2名)議員のうち、平均17名が一般質問に立っています。少子高齢化問題をはじめ、福祉・教育・産業振興など活発な議論が行われています。

議案の内容や質疑の状況、議案に対する議員の態度など、議会の流れに沿って構成された紙面づくりは好感が持てます。一般質問については発言した各議員が書き、各常任委員会や特別委員会については、委員長報告を掲載するなどについては、今後、検討してもいいのではないのでしょうか。

今回の視察において、龍ケ崎市議会広報委員会の説明により勉強させられたことに、「早く発行する」ということで、詳細は会議録で報道されるため、以前より1か月早く編集を終了することを確立されていることのことです。さらに、著作権や表現の確認などに力を入れていることにも感心しました。

今回の視察研修は、これまでにない大きな収穫のあった研修になったのではないかと感じています。

(渡辺忠次委員)

龍ケ崎市議会は、地方分権が進む中、議会と市民との接点である「議会だより」の重要性を十分認識しておられるようで、かなりの努力が感じられます。

まず、委員の選任が特徴的で4つの各常任委員会から1名ずつ、議会運営委員会から1名選出され、委員長は副議長が務めることとなっています。

記事の内容としては審議された議案の主なもの、質疑、議決結果、個別賛否、一般質問、委員長報告、お知らせなどですが、12ページは堅持しているので、一般質問の増加によっては、他の記事をカットしたり、縮小したりして調整しています。

また、一般質問は、質問者自身が記事を作成しているので、会議録との照合、文字数の調整も必要となり、翌月15日の発行日まで委員たちは忙しく集中して作成に当たっておられます。

そのほか、議会に関する公式サイトや議会の広報、校長に関する事案も当委員会に所管されています。

市議会のニュースを温かいうちに市民に届けたいという意向で発行努力をされていて、須賀川市もできれば見習いたいところです。

# 行政調査の概要

委員会名	議会運営委員会	調査期日	平成26年 7月30日～31日	調査先	埼玉県戸田市
参加者	委員長 広瀬吉彦 副委員長 本田勝善 委員 安藤 聡 石堂正章 生田目進 森 新男 鈴木忠夫 水野敏夫 議長 市村喜雄 随行事務局 和田 靖 大槻 巧				

## 《戸田市》

調査項目 ○議会運営及び議会改革について

### 【市の概要】

- (1) 人口 130,338人  
(平成26年1月1日現在)
- (2) 世帯数 58,570世帯  
(平成26年1月1日現在)
- (3) 65歳以上の高齢化率 15.0%



行政視察の様子

### 1 議案書の配布

議案書は、議員控室へ配布することとし、その配布日はおおむね次のとおりである。

- (1) 3月定例会は招集日の7日前
- (2) 9月定例会は招集日の5日前
- (3) その他は招集日の3日前（6月、12月）

### 2 会議順序

#### (1) 本会議

議案説明：1～2日間 ⇒ 休会（議案調査：1～3日間） ⇒ 総括質問（3月）  
 議案質疑、請願の上程、委員会付託、：1～2日間 ⇒ 一般質問：4日間 ⇒  
 常任委員会：1～4日間

#### (2) 特別委員会

本会議 ⇒ 委員長報告、討論・採決、閉会中事件の委員会付託

### 3 議案審査

#### (1) 議案質疑の方法

- ① 発言通告 概ね質疑日2日前の午前9時30分まで
- ② 回数制限 3回まで（時間制限なし）
- ③ 質問の方法

- ・ 一般会計予算・決算・・・歳入は全般について一括質疑、歳出は款ごとに質疑
- ・ その他の議案・・・・・・議案ごと



## (2) 予算審査の方法

- ①一般会計当初予算・一般会計補正予算・歳入・・・総務常任委員会に一括付託  
・歳出・・・各常任委員会に分割付託  
・本則第2条以下・・・総務常任委員会

- ②特別会計・企業会計予算・・・各常任委員会に付託

## (3) 決算審査の方法・・・予算審査の方法と同じ

## 4 常任委員会

### (1) 総務常任委員会 定数6名

所管事項 一般会計の歳入に関する事項、政策秘書室、危機管理防災課、総務部、財務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会並びに他の常任委員会に属さない事項

### (2) 文教・建設常任委員会 定数7名

所管事項 都市整備部及び教育委員会

### (3) 健康福祉常任委員会 定数7名

所管事項 福祉部、こども青少年部、福祉事務所及び市民医療センター

### (4) 市民生活常任委員会 定数6名

所管事項 市民生活部、環境経済部、消防本部、上下水道部

## 5 一問一答方式による一般質問の取扱

### (1) 導入目的

議会改革を推進する目的で、平成15年2月に「議会改革特別委員会」が設置された。調査項目の中で、一般質問の活性化が取り上げられ、一般質問・一括答弁方式の見直しを協議した。

従来の一般質問は、質問回数3回までの総ざらい質問・答弁方式のため、傍聴者にもわかりづらく、深く核心まで質問ができないなどの点が指摘されたが、一問一答方式に改めることにより、傍聴者にもわかりやすく、1つの項目について核心まで明確にすることができるとともに、質問者も答弁者も今まで以上に勉強する必要があり、白熱した議論の場となることが期待される。

なお、論戦を活発化するため、執行部と相対する形で、議員席最前列に「質問席」を設けることとした。

一問一答方式は、平成16年6月定例会から実施されたが、その後も見直しを行い、現在の取扱は下記のとおりとなっている。

### (2) 質問通告

- ①通告書は、所定の様式により議会事務局へ提出するものとするが、ファックス又は電子メールによる通告も認めるものとする。ただし、ファックス又は電子メールの送信に当たっては、議会事務局まで電話すること。なお、通告にない質問及び通告しない者の発言は認めないこととする。

- ②通告に当たっては、件名、要旨を具体的に記入すること。なお、数値に関する質問を含め、明確な質問・答弁とするため、執行部との事前調整を十分に行うこと。

- ③通告は、招集告示日の午前8時30分から受け付け、招集日の午前9時45分に締め切

る。

- ④自分より前に質問する議員と件名もしくは要旨が重複した場合は、招集日翌日の午後0時までの間に限り、それぞれ件名もしくは要旨の変更を認める。

### (3) 質問順位

- ①通告締切後、定例会初日の議会運営委員会において、日別の質問者数の割振を決定する。  
②質問の順位は、通告順とする。  
③日別割振決定前に質問順位変更の申出があった場合は、原則として最後の順位とする。

### (4) 質問方法

- ①質問については、議員席前に設置した質問席で行うこと。  
②質問時間は40分以内とする。  
③質問時間の計り方は、起立して質問を開始した時点から、質問を終了した時点までとする。  
④発言は、通告した順番の件名ごとに、1回目は総ざらい質問・答弁とする。2回目から要旨ごとの一問一答方式とする。なお、質問する要旨の順番は自由とし、次の件名に移らない限り、前に質問した要旨に戻り、質問することも可能とする。  
⑤質問回数は制限しない。ただし、押し問答式の質問・答弁は控えること。  
⑥質問を終了した件名については、再度の質問はできないものとする。

## 6 その他

- (1)最初に議長から指名されて登壇する場合は、「はい」と返事をして起立し、自席から質問席に向かい、一礼してから質問席に着席し、その後、起立して質問を開始すること。一般質問がすべて終了した場合は、議長に一礼してから降壇し、自席に戻ることに。  
(2)質問に際し、写真・資料・現物等を提示する場合は、あらかじめ議長の許可を得るとともに、質問に当たっては、具体的な言葉で表現すること。

## 7 実績

平成25年度	最大	9月定例会	20人	1,145分
	最少	3月定例会	14人	734分
	平均		17人	953分
	過去最大人数		22人	(平成17年12月)

## 8 戸田市議会基本条例

(質疑応答の方法)

第13条 議会は、論点又は争点を明確にするため、本会議における一般質問を一問一答で行うものとする。

- 2 議長又及び委員会の委員長は、論点又は争点を明確にする必要があると認めるときは、市長等の職員に対し、議員の発言の主旨に対する確認の機会を付与することができる。

【趣旨】

- 1 本条は、質問を一問一答方式とすることによって論議が深化するものとなるよう質疑方式を定めるものです。

2 2項は、従来、議員側からのみの質問に市長等が答える実態であったものに対し、市長等にも確認の機会を与え、論点を明確にし、議論を深化させるものとして定めるものです。

## 9 所感

### [広瀬吉彦委員長]

今回の主な調査目的は、本市議会が導入しようとしている（仮称）議案調査会ではありますが、戸田市議会においては、招集日に議案の詳細について説明を行い、議案調査の日程を多く設定し、一般質問、常任委員会の開催日前に質疑が行われているところに注目されて、そして、議案、一般会計予算・決算はその後、それぞれの常任委員会に付託され、また、1日1常任委員会の開催としているところも興味がある。本市議会においても所属していない常任委員会にも出席して、意見を述べるができるとしていることから、意欲の高い議員は、議案に対しても議員としてさらに見識が深まることが期待できそうである。

現在の選挙制度では、定数を削減しても議員の資質が高くなることは期待できないが、（仮称）議案調査会を通して、政治に精通した議員が増えることを期待したい。

### [本田勝善副委員長]

戸田市議会では、議員信条や一般質問における一問一答方式や議会モニター制度の導入（本市では導入済み）など議会が担うべき機能の充実に努めてきた。

議会では、さらに状来にわたっての市民の信宅に応え、市民福祉の向上と市政の発展に全力で取り組んでいくため、議会基本条例の制定に向け議論を重ねてきていました。その結果、平成24年2月6日の臨時会本会議で「戸田市議会基本条例」を全議員一致で可決し、公布施行していました。

戸田市議会事務局より、その他の説明もいろいろとありましたが、本市ではすでに取り組んでいるのが多くありました。今後、本市においても「議会運営及び議会改革」のより一層の充実を図る必要があると感じた。

### [安藤 聡委員]

議会運営と議会改革について視察を行った。議案調査関連の取り決めや会期日程について、現在、当市議会でも取り組もうとしているところであり、具体的な調査ができ大変参考になった。予算決算審査は各常任委員会へ分割付託していた。当局より取組み方向等説明を受け、事業一覧表（要求額・新規事業・見直し事業を記載）の提出も求めている議会もあるが、メリット、デメリットもある。議案調査にしても、開かれた議会にしてもそうだが、より理解を深められる情報発信の仕方や、議員も含め市民の関わり方も大切だと感じた。

市議会基本条例や市民条例が根幹にあるのだろうが、その辺から検討する必要があると感じた。

### [石堂正章委員]

今回は、埼玉県戸田市議会の議会運営及び議会改革についての行政調査を行いました。調査会では、戸田市議会事務局長を含めまして議会事務局から3名の対応により説明を受けました。

特筆すべき事項としては、予算議案の審査が、所管する4常任委員会への分割付託という制度を導入していることでありました。議員定数は26名であり、常任委員会は、総務（定数6名）、文

教建設（定数7名）、健康福祉（定数7名）、市民生活（定数6名）の4常任委員会で、「歳入」に関しては、総務常任委員会のみ付託となっているようです。一般会計予算、補正予算、特別会計の全ての予算について分割付託方式での審査を行っているようです。常任委員会の開催は、日程が1日間で4常任委員会を同時に開催しているということでした。予算議案審査に關しましての議員間の意見などについては、会派内での調整を密にしているとのことでしたが、わが市議会との違いが大きいので、委員会のみでの予算審査は、一抹の不安が隠せませんでした。一つの方法論としては、大変興味深く研修させていただきました。

戸田市議会では、議長のみ立候補制を導入しており、平成22年12月に議会運営委員会の決定を受けまして、議長決済により「戸田市議会議長選挙に係る所信表明会実施要領」を定めて、平成23年より26年まで毎年行っているようです。目的は、議長になろうとする者の所信表明をする機会を設けるとともに、所信表明会の適正な実施を図ることにより、もって、開かれた議会及び活力ある議会運営の実現に寄与することでありました。

また、平成24年より「市議会モニター制度」を導入しており、市民からの一般公募によって、任期は1年間、本会議・委員会の運営、議会だより・ホームページに関することなどの意見を文書で提出いただき、年に数回、議長、副議長、各委員長との意見交換会などを実施していることは非常に参考になりました。これらの先進事例を今後活かせるように、議会改革を継続して行くことが重要であると意を強くいたしました。

#### [生田目進委員]

今回の行政調査は、①会期の日程、②会期中の委員会開催、③一般質問の在り方について、また、議会改革では、①議員定数の見直し、②議長の立候補制についての5点にわたり行政調査を行った。

戸田市議会では、議案書が定例会ごとに配布日程が異なり、3月定例会は、招集日の7日前、9月定例会は5日前、6月、12月は3日前となっており本市と異なる。各議員が議案精査をするには十分であると思える。一般質問が通告順であることと、常任委員会も1日に全常任委員会が開催される。また、予算員会では歳入予算額の審議は、総務常任委員会に一括付託となる。歳出予算額は、所管の委員会に分割付託である。いずれも本市と大きな違いを感じた。決算審査も同じ審議であることから、予算・決算額の全体像が見えないのではと疑問が残る。

また、各常任委員会に所属する委員から審議内容の説明を受けることであるが、予算項目等の詳細説明内容に疑問が残る。

一問一答形式の質問であるため、核心まで明確にすることができ、白熱した議論の場となることは、市民に開かれた議会として理解が深まるだろうと感じた。

質問時間は40分で、1回目は総ざらい質問・答弁、2回目からは要旨ごとの一問一答形式である。さらに、配布された資料によると、常任委員会の委員長報告の内容（議案審議の詳細）に、その審議経過の内容の豊富さに驚きを感じた。いずれも、本市との大きな違いに戸惑いを感じ、これらを参考事例に、今後の委員会活動で議論して参りたい。

定数削減については、過去の審議経過を踏まえ、現状維持・定数削減など、両論併記の意見は出されたものの、最終的には、議会改革特別委員会で決議し、現在の定数（24人）としたことは、開かれた議会として、市民の理解に値するものである。

これらの行政調査を終えて、本市のこれまでの取組みや議会運営の歴史的背景を踏まえ、市民に

開かれた議会を目指すことから、議会改革は本議会の課題であると痛感し、先進事例の1つとして今後の委員会活動の中で、議論を深め活かしていきたい。

#### [森 新男委員]

本市と戸田市の議会運営上の大きな違いは、提出議案に対する総括質疑の日程である。本市の場合は、一般質問最終日に質疑が行われているが、ややもすると質問内容によっては、議案の事前審査になる恐れがあり、その点、戸田市の場合は、総括質疑終了後に一般質問を行っていることから、むしろ、内容によっては、一般質問に活かすことができる利点がある。

このことを考えると、現在、議会運営委員会において検討している議会運営日程の改革案は、これらを考慮した内容であり、一日も早く結論を出し、実施に移行すべきと強く感じたところである。

また、当局との議会運営上の問題点の大半は、制度や仕組みの問題ではなく、議員、議会全体の意識の在り方が大きく起因していることを常に認識すべきものと思料する。

#### [鈴木忠夫委員]

- ・議会基本条例を平成24年2月の臨時会で制定し、分かりやすく纏められている。
- ・常任委員会の年間活動テーマを「提言書」として提出している。
- ・「戸田市議会議員信条」を8項目にまとめ、額に入れ、議場、委員会室、会派室に掲げ、本議会において議員全員で唱和するとのこと、良いことだと感じました。

#### [水野敏夫委員]

本市議会と比較して優れていると思われる事項

##### ○一般質問

議員数26人のうち、25年度の一般質問者は最大20人、最少14人で発言者が多い。

##### ○常任委員会の提言

年間活動テーマを設けて、毎月委員会が開催されていることは本市と同じであるが、それをまとめ「提言書」として提出している。

##### ○議会基本条例の制定

この条例は、議会とは何か、議員とは何かについて分かりやすくまとめられており、本市の議員も一読する必要がある。

##### ○戸田市議会議員信条について

議会議員としての信条を8項目にまとめ、額に入れて掲げられている。毎年、最初の議会で議員全員が唱和するそうです。議員を長い間続けていると、議員の信条について緊張感がなくなり、マンネリ化してしまうので本市でも必要かと感じました。

#### [市村喜雄議長]

戸田市議会では、開かれた議会を目指して平成15年に議会改革特別委員会を設置した。

- 15年12月 定例会中の常任委員会の公開「当市も実施中」
- 16年 6月 一般質問を一問一答方式に変更「実施中」
- 17年 2月 議員定数1人削減（27人）

- 21年 2月 議員定数1人削減（26人）実施・「当市においては現在検討中」
- 18年 6月 議会中継ライブ発信・委員会傍聴を特別委員会まで拡大
- 19年 9月 議員信条の制定・「当市議会においても検討すべき」
- 20年 2月 議会選出委員の付属機関からの引き揚げ「実施中」
- 20年 4月 政務調査費の収支報告書提出書類、領収書写しから原本に改正「実施中」
- 21年 3月 常任委員会の1年間の活動テーマを定め、毎月1回委員会開催「実施中」
- 21年 5月 行政視察後、視察内容を検証「当市議会も検討すべき」
- 22年 6月 議決事件に総合振興計画、基本計画のうち政策体系の策定等を追加  
「議決後に不備等が生じた場合の対応がどのようにするのか疑問が残った」
- 23年 2月 議長の所信表明会を実施「検討中」
- 24年 1月 議会モニターを公募により6人委嘱「なかなか集まらないとのこと」
- 24年 2月 議会基本条例の制定「十分な議員間討議の時間、運営の確保を図り、議会の意見  
集約の推進体制をどのようにするのか」

議員は、議決機関の一員として事案を審議し、決定することが任務であり、あらゆる角度から議論するように努めることに取り組めるよう議会運営体制の取組みの必要性をあらためて強く感じた。



行政視察の様子



戸田市議会議場にて